慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スペンサーにおける「リベラリズム」：『人間対国家』を中心に
Sub Title	Spencer's liberalism
Author	久野, 真隆(Hisano, Masataka)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2020
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.145 (2020. 3) ,p.197- 223
JaLC DOI	
Abstract	Herbert Spencer is often said to be the first philosophical spokesperson for libertarianism and to have used libertarianism to launch a sharp critique of socialism. In his works, however, Spencer does not use the word "libertarianism" but instead uses the word "liberalism" to refer to his political ideas and positions. Thus, "liberalism" is thought to function as a synonym for libertarianism in Spencer's thought.This paper seeks to discuss Spencer's invocation of liberalism in his 1884 work The Man Versus the State and to clarify the difference between libertarianism and Spencer's liberalism. The paper proceeds in four stages. First, it outlines Spencer's liberalism as articulated in The Man Versus the State. Second, it characterizes Spencer's liberalism and compares it with libertarianism. Third, it discusses some controversial aspects of Spencer's liberalism. Last, the paper proposes a new approach to interpret Spencer's liberalism in light of these arguments. The paper concludes that Spencer's liberalism is not exactly the same as libertarianism; His liberalism is richer in content than libertarianism, for it includes perspectives on a number of philosophical issues, including evolution, human progress, voluntarism, and determinism.
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000145-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペンサーにおける「リベラリズム」

――『人間対国家』を中心に――

久　野　真　隆*

Spencer's Liberalism

Masataka Hisano

Herbert Spencer is often said to be the first philosophical spokesperson for libertarianism and to have used libertarianism to launch a sharp critique of socialism. In his works, however, Spencer does not use the word "libertarianism" but instead uses the word "liberalism" to refer to his political ideas and positions. Thus, "liberalism" is thought to function as a synonym for libertarianism in Spencer's thought.

This paper seeks to discuss Spencer's invocation of liberalism in his 1884 work *The Man Versus the State* and to clarify the difference between libertarianism and Spencer's liberalism. The paper proceeds in four stages. First, it outlines Spencer's liberalism as articulated in *The Man Versus the State*. Second, it characterizes Spencer's liberalism and compares it with libertarianism. Third, it discusses some controversial aspects of Spencer's liberalism. Last, the paper proposes a new approach to interpret Spencer's liberalism in light of these arguments. The paper concludes that Spencer's liberalism is not exactly the same as libertarianism; His liberalism is richer in content than libertarianism, for it includes perspectives on a number of philosophical issues, including evolution, human progress, voluntarism, and determinism.

* 慶應義塾大学文学研究科哲学・倫理学専攻倫理学分野　後期博士課程３年

はじめに

スペンサー（Herbert Spencer: 1820–1903）は，通例，リバタリアニズムの祖であると考えられている[1]．ここでのリバタリアニズムの意味は，「自由至上主義」と呼ばれるような，個人の自由を最大限に尊重しようとする思想であり，その自由に対して，強制的に介入することを必要最小限にとどめようとする政治思想を指している．このリバタリアニズムという言葉は現代の用語であり，スペンサーの時代にその内実を表す言葉はリベラル / リベラリズムであった．したがって，スペンサーはリバタリアニズムという言葉を用いてはいない．本稿では，スペンサーが活躍した時代のリベラリズムを，現代のリベラリズム（諸個人の自由を擁護しながらも社会民主主義や福祉国家を志向する立場）と区別するために古典的リベラリズムと呼ぶ．また，スペンサー自身のリベラリズムを「リベラリズム」と表記する．

スペンサーは，『人間対国家』（*The Man versus The State*, 1884）の中で，自発的な協働の重要性を訴える際に，「リベラル」，ないし「リベラリズム」という言葉を多用している．スペンサーが「リベラル」/「リベラリズム」という言葉を使う際に念頭に置いているのは，政府による強制的な協働を批判し，個人の自発的な協働を促すことである．それはスペンサーが，諸個人が自らの能力を自発的に発達させることを重視したからである．このことから，スペンサーの「リベラリズム」は，リバタリアニズムであり，スペンサーはリバタリアニズムを主張したと論じられることがあるが，本稿ではその立場を批判的に検討する．

本稿は以下のように議論を進める．まず，第一節では『人間対国家』の概略と当時の時代背景を確認する．次に，第二節から第五節において，『人間対国家』におけるスペンサーの「リベラリズム」の内実を『人間対国家』の章ごとに論じる．第六節と第七節においては，第五節までの議論で明らかになったスペンサーの「リベラリズム」の特徴を指摘し，その問

題点について議論を進める．そして最終的に，スペンサーの「リベラリズム」が単なる古典的リベラリズムでも，通例言われるようなリバタリアニズムでもないことを示す．

1.『人間対国家』の概略と時代背景

本節では，『人間対国家』の概略と時代背景について述べる．この著作の章立ては以下のようになっている．

第一章　新トーリー主義（The New Toryism）
第二章　迫り来る将来の奴隷制度（The Coming Slavery）
第三章　立法者の罪（The Sins of Legislators）
第四章　大きな政治的迷信（The Great Political Superstition）

これらの章で論じられている内容は，スペンサーが『コンテンポラリー・レビュー』（*Contemporary Review*）に1884年の2月から7月にかけて投稿したものであり，さらに，これらの議論に対してなされた批判や，想定される反論を加えて，同年に『人間対国家』として出版された．

この『人間対国家』は，国家が介入することで行われる社会改革を痛烈に批判し，福祉国家に異を唱えたものであると理解される．第一章「新トーリー主義」では，社会が軍事型社会の社会から産業型社会の社会へと発展していくにつれ，強制的な協働が減り自発的な協働が増えることが主に論じられいている．第二章「迫り来る将来の奴隷制度」では，社会の性質が個人の性質で決定されることを念頭に置いた社会主義批判が展開され，それを踏まえた上で第三章「立法者の罪」では生物進化論に類比する社会進化論が展開され，第四章「大きな政治的迷信」では，自然権の擁護とこれまでの議論を踏まえた上での「リベラリズム」の役割が論じられている[2]．

『人間対国家』とは，どのように評される著作だろうか．たとえば，森村（2017）は『人間対国家』を「『総合哲学体系』を構成している著作のような体系書とは異なり，スペンサーが社会進化への反流であると考えたものに対する辛辣で雄弁な論争的著作であり，多くの批判を誘発した」（森村 2017, 453 頁）と述べている．そして，「議論が『政府の適正領域』，『社会静学』よりもはるかに具体的であるため読みやすく，そのせいかスペンサーの書物の中で今でも一番広く読まれている」（*Ibid.*,, 453 頁）という評価をしている．

また，『人間対国家』が執筆された当時の時代背景，およびスペンサーが念頭に置いていたことを理解するには，テイラー（M.W.Taylor）とピール（J.D.Y. Peel）の指摘が参考になる．

Taylor（2007）が指摘するところによれば，1880 年代に至るまで，イギリス国家は，産業主義の理想的な状態へと進歩するどころか，軍事的な支配体制へと後退を続けてきた．そして『人間対国家』において，スペンサーはイギリス政府が個人の自由を減らすような政治的な介入を続けていることを強く非難している．その際に，スペンサーはイギリスの帝国主義的な対外政策を目の当たりにし，自発的な協働に基づいた社会を創造することは，その社会が創造されていく過程において，このような後退が起こりる可能性を排除しきれていないのではないかという懸念を抱いたということが指摘されている [3].

このような懸念に関して，Peel（1971）は当時の状況とそれに対するスペンサーの心情をより具体的に指摘している．まず指摘されるのは，スペンサーは，1860 年代の後半にはすでに，自分の理想とは反対の状況が社会の中に現れ始めたことに確実に気づいていたということである．ここで言及されているスペンサーの理想に反する状況とは，たとえば，政府官庁が自分たちの影響が及ぶ範囲を広げながら成長していることや，初等教育の義務化，国家が社国家の初期段階に入り，国家の積極的な役割が考えら

れ始めたこと，労働者階級の闘争が再熱したこと，関税が再び課されることが求められたことや，加熱する植民地獲得競争，再軍備，ジンゴイズム[4]を指している．そして，スペンサーが試みていたことは，確定的な社会理論において自分の理想を打ち立てることであったので，スペンサーはひどく混乱したと述べられている[5].

これらの指摘を踏まえると，『人間対国家』が執筆された当時は，国家が市民への介入を強めていたことを窺い知ることができる．このような状況はスペンサーにとってあまり歓迎されたものではなかったであろう．テイラーやピールが指摘しているように，スペンサーはこのような情勢を目の当たりにし，自分自身が打ち立てた構想，すなわち「総合哲学体系」が成り立たないのではないかという懸念を抱いたとも考えられる．というのも，スペンサーは『社会静学』（*Social Statics*, 1851）の中で，社会は軍事的な社会から産業的な社会へと発展するものだと考えたからである．軍事的な社会とは，個人は全体のために存在し，個人の自由は抑圧され，政府による強制的な協働が支配的な社会のことである．産業的な社会とは，社会は個人のために存在し，相互に平等な個人の自由が保障され，自発的な協働が支配的な社会である．そして，スペンサーは社会が軍事的な社会から産業的な社会へと発展することで，ゆくゆくは「完全社会 / 理想社会」が到来すると考えていた.

このような事情を踏まえれば，スペンサーは社会が軍事的な状態，すなわち個人の自由が抑圧されて強制的な協働が支配する状態へと後退することを防ぐことを考えていたことになる．個人の自由が抑圧されて強制的な協働が支配する状態へのこうした後退を防ごうとするスペンサーは，後に見るように，何度も「自発的な協働」と「リベラル」という単語を使用する．まずは，この「自発的な協働」と「リベラル」という言葉が持つ意味を『人間対国家』の内容に沿って論じる.

2. 「新トーリー主義」

本節では，『人間対国家』の第一章「新トーリー主義」中で論じられている，スペンサー自身の「リベラリズム」に焦点を当てる．

まず，『人間対国家』の第１章の１文目には，「今日[6]，リベラルとしてまかり通っている人々の大半は，新しいタイプのトーリーである」（Spencer 1981, 5）と記されている．ここで言及されているリベラルとは当時のイギリスの自由党のことを指し，トーリーとは，王党派に属する保守党のことを指している．つまり，スペンサーの主張の眼目は，リベラル党を自称する人々は新しいタイプの保守党であり，リベラルではないということにあると思われる．

ここでスペンサーが考えている「リベラル」とはどのようなものなのだろうか．そのためにはまず，自由党と保守党の特徴を知る必要がある．自由党の前身であるホイッグ党（Whig）[7]と，保守党の前身であるトーリー党（Tory）の特徴はどのようなものだろうか．スペンサーはこの特徴を歴史的，地理的観点から次のように説明する．トーリーとホイッグの起源はこれらの名前が使用されるようになる前に遡って，説明することができる[8]．都市の市民は，身分制度の下で協働を特徴づける強制的な支配に対して抵抗を行うことが多い．それに対して，田舎には軍の長やその部下が住んでいたこともあり，身分制度に関して原始的で伝統的な思考が残り，身分制度に基づいた協働が支持される傾向が強い．したがって，村や小さな町ではトーリーが勢力を伸ばし，大都市や工業地域，港町ではホイッグが勢力を拡大していったのである．

そしてスペンサーは，ホイッグ党が行ってきた政策を具体的に述べ[9]，彼らの政策の共通項を見出す．それは，「強制的な協働（compulsory cooperation）の原理を弱め，そして自発的な協働（voluntary cooperation）の原理を強める」（*Ibid.*, 8）というものである．スペンサーはこのように述べた後も引き続き，この原理に基づいてホイッグ党が行った様々

な政策について具体的に列挙している[10]．そして，次のように市民に注意を喚起している．

> 人々は，これらの真のリベラルな変化が，社会生活を通じた強制的な協働を減らし，自発的な協働を増やしてきたことを忘れている．これらのリベラルな変化が，政府の権利が及ぶ領域を減少させ，個々の市民が政府に制限されることなく行動できる範囲を増やしたことを忘れている．過去のリベラリズムが，国家に対して常に個人の自由を支持していたという事実を，人々は見失っているのである（*Ibid.*, 8）．

この箇所から，スペンサーが過去のリベラリズムと現在のリベラリズムとの間には，大きな隔たりがあると考えている，そして，スペンサーは過去のリベラリズム（強制的な協働の原理を弱め，自発的な協働の原理を強めるリベラリズム）に対して肯定的な評価をしていることが読み取れる．

では，スペンサーが言う現在のリベラリズム，つまりヴィクトリア朝後期のリベラリズムの問題点はどこにあるのだろうか．過去のリベラリズムとそれがどのように異なるのかについて，スペンサーは以下のように述べ，問題を提起している．

> リベラルを主張する人々は，どのようにこの事実［過去のリベラリズムが，国家に対して，常に個人の自由を支持していたという事実］を見失ったのだろうか？リベラリズムが力を増していくにつれて，立法において市民に何かを強制するようになっていったのはどうしてだろうか？リベラリズムが，［…中略…］市民の行動を命じる政策を採用する範囲を増やし，その結果として，市民の行動が自由であるままに維持されている範囲を減少させているのはどうしてだろうか？公共善であると考えられるものを追求することにおいて，リベラリズムは過

> 去にリベラリズムが公共善の追求を成し遂げていた方法と反対の方法を採っている（*Ibid*., 10–11）.

この問題提起から，ヴィクトリア朝後期に展開されていたリベラリズムは，以前に展開されていたリベラリズムとは異なり，政府が市民に対する強制力を持つ範囲を増やすものであったとスペンサーが考えていることがわかる．また，過去のリベラリズムは，政府によって人間の自発的な協働が減少させられることのない社会を目指す思想であったのに対し，ヴィクトリア朝後期のリベラリズムでは，強制的な協働が増え始めていたことがわかる[11] [12]．スペンサーは，政府が市民を強制的に支配することによって様々な制約事項が生じることに関して，警鐘を鳴らしているのである[13].

スペンサーは現在の政党の政策が市民の自由を奪っていることに批判を加えている．その批判の理由が，リベラルの名の下に自由党内閣が市民への介入を強めたからであるということが，彼自身によって示されている[14].

では，このスペンサーの批判と「新トーリー主義」はどのように関係しているのだろうか．スペンサーは，トーリー主義を以下のように捉えている．

> トーリー主義は，個人の自由に対して国家の強制を支持する立場を取っているので，トーリー主義が利己的な理由から個人の自由を制限しようが，利他的な理由から個人の自由を制限しようが，トーリー主義はトーリー主義のままである．［…中略…］他の市民の自由を維持するために必要とされる程度を超えて，市民の自由を制約するために国家権力を使用している限りは，その動機が利己的なものであれ利他的なものであれ，トーリーは依然としてトーリーである．利他的なトーリーは，新しい種のトーリーであるのだが，利他的なトーリーは，利己的なトーリーと同様にトーリーに属する（*Ibid*., 28–29）.

スペンサーは，個人の自由に対して，国家が強制力を働かせることを支持するイギリス政府のせいで，強制的な協働の原理を弱め自発的な協働の原理を強めるリベラリズムが発展する機会が失われ，そのせいで社会が軍事的な状態，つまり個人の自由が抑圧されて強制的な協働が支配する状態へ後退していることに危機感を抱いている．したがってスペンサーはヴィクトリア朝後期のリベラリズムを，新しいタイプのトーリー主義だと捉えているのである．

3.「迫り来る将来の奴隷制度」

前節での議論を踏まえて，本節では第二章「迫り来る将来の奴隷制度」について議論を進める．ここでスペンサーが想定している「奴隷制度」は，通常言われるような奴隷制度とは異なるものである．スペンサーは次のように「奴隷制度」を捉えている．

> 「しかしなぜ，この変化が『迫り来る将来の奴隷制度』と説明されるのか」というのは，依然として多くの人が問いたい問題であろう．その返答は単純である．すべての社会主義は奴隷制度を包含しているのである（*Ibid*., 55）．

引用部で言及されている「この変化」とは，「様々な種類の影響によって，結果として協働の行為が増大し，個人の行為が減少していること」（*Ibid*., 54）を指す．この箇所は，1・2で論じたスペンサーの社会が強制的な協働が支配する状態へ後退していることの危機感を表している．そして，このように協働の行為が増大し，個人の行為が減少していることが，スペンサーの予期する「奴隷制度」，すなわち社会主義へと繋がっているのである．そこでスペンサーは，「すべての社会主義は奴隷制度を包含している」という立場をとり，社会主義を攻撃しているのである．

スペンサーにとって社会主義はどのような意味で「奴隷制度」であるのだろうか．まず，通常の意味での奴隷制度とは，人が自分ではない誰か他の人に所有されることである．しかし，この奴隷制度が実際に効力を持つには，奴隷の行為を支配することが必要である．したがって，奴隷とは，程度には差はあるが，自分ではない別の人の諸欲求を満たすために，強制力の下で自身の労働をしている人なのである．このようにスペンサーは奴隷制度を捉え，次のように述べる．

> 人がどの程度奴隷であるかは，彼が生み出さなければならないものと彼が保持できるものの間の比率次第で変わる．だから，彼の主人が一人の個人であるか，または社会であるのかは重要ではない．もし，選択肢なしに，人が社会のために労働することを強いられ，また人が社会全体の蓄えから，社会が与える分け前を受け取るのであれば，その人は奴隷ということになる．社会主義的な取り決めは，この種の奴隷制度を必要とするのである．そして，多くの最近の政策，さらには現在提唱されている政策までもが，私たちをこのような奴隷制度へと導いているのである（*Ibid*., 56–57）．

スペンサーが問題にしているのは，人が生み出すものと，保持できるものの比率である．言い換えれば，自分の生産したものを自分自身でどれほど保有できるかによって自身の奴隷度合いが決まるということである．そして，社会主義的な政策が行なわれている場合，この保有の比率に程度の差こそあれ，自分が生み出すものを自分自身が完全にすべて保持することはできない．したがって，スペンサーは第二節で見たような新しいトーリー主義により強制的な協働が増えている状態，すなわち社会主義的な政策が増えている状態を「奴隷制度」と捉えていると言える．

スペンサーは，この社会主義という「奴隷制度」が蔓延することによっ

て，生じている結果を近接的な結果と，生じるであろう結果を最終的な結果と，このように二つに分けて分析を加えている．近接的な結果については，現在政府が行っている政策が問題となる．ここでスペンサーが問題にしているのは，政府が様々なものを国有化する政策[15]を展開していることである[16]．

スペンサーは，政府の国有化政策が進むことで，私企業の衰退，および消滅という結果が訪れることになると指摘している．その結果，社会主義者が魅力的だと思う理想，彼の言葉を借りれば「奴隷制度」が実現するとスペンサーは考えている．

では，スペンサーは最終的な結果についてはどのように考えていたのだろうか．スペンサーは，「社会主義者が想定するそれほどまでに魅力的であるこの理想が達成された場合，この理想にどうあっても付随する，彼らが想定していない暗い影は何か」（*Ibid*., 63）という問いを立て，社会主義に付随する表立っては見えない効果について次のように論じている．

> 社会主義者は現在の社会制度の下に存在している悲惨な現状を強く認識しているが，これらの悲惨な現状を人間の本性がうまく機能していないことによるものではなく，社会状態に不完全にしか適応していないことによると捉えるので，彼らはこのような悲惨な現状を何らかの政策を再び行うことで，すぐに治せると思っているのである．［…中略…］少しよく考えれば，社会主義者により提案される政策の下では，人々の実際の福利が配慮される度合いに応じて，彼らの自由が失われていくに違いないということがわかるだろう（*Ibid*., 63）．

スペンサーが危惧しているのは，悲惨な現状にいる人々は人間性がうまく機能していないから悲惨な現状に陥っているにもかかわらず，社会主義者たちはこの悲惨な現状を社会改革で解決できると思っているということで

ある．なぜ，社会改革ではこの悲惨な現状が解決に至らないのだろうか．スペンサーはこのように続ける．

> 社会の福利と社会制度の正しさは，根本的には社会の構成員の性格によって決まる．そして，どの社会における改善も，秩序ある社会生活によって課される拘束の下で平和な労働［industry］を続けることから生じる，構成員の性格改善なくして行われることはあり得ないという真理を人々は受け入れることができないと思われる．社会主義者だけでなく，社会主義者のために一生懸命お膳立てをしているいわゆるリベラルも，うまく機能していない人間性を，適切な訓練によって正しく機能している社会制度の中に当てはめることができうるという考えを抱いている．それは思い違いである．市民の欠損している性質は，社会主義者やリベラルたちが整えた社会構造がいかなるものであれ，それに付随する悪しき作用の中に現れるだろう（*Ibid*., 69）．

この引用箇所からスペンサーは，社会の諸類型はその単位，すなわち個人の性格によって必然的に規定されているので，いかに表面的な改革を施そうとも，諸個人が変化する前に，社会の本質が変わることはあり得ないと考えていることがわかる．スペンサーによれば，社会の持続的な改善は，個人の改善なくしてはあり得ないということになる[17]．

4. 「立法者の罪」

第三章「立法者の罪」では，その「罪」についてまず以下のように論じられる．スペンサーは過度に法律を制定することは，立法者が社会構造について無知であることから生じており，制定した法律が原因で不幸が帰結するのであれば，その立法者の罪は赦し難いと述べる[18]．第二節や第三節と同様に，スペンサーは政府が個人に対する介入度合いを強めていること

に警鐘を鳴らしている．

そして第三章では，「より悪しき人々の苦痛を減らすという目的で，より善い人々の苦痛を増やすことは残酷ではないだろうか」（*Ibid.*, 114）と述べ，次のように政府の政策を批判している．

> 政府の政策はもっとも同情に値しない人々の苦痛を軽減するためにもっとも同情するに値する人々苦痛を強めるというものである．同情に値しない人々が自分に能力がなく，また自分の不道徳な行為の結果として生じている苦難を，生存闘争がその人に課すのを容認できないほどに思いやりがある人々は，その同情に値しない人々が，同情に値する人々にとっての生存闘争をより過酷にして，［…中略…］彼らの子供に人為的な苦しみを与えるほどに思いやりがないのだ（*Ibid.*, 114）．

スペンサーが批判しているのは，もっとも同情に値しない人（より悪しき人々）の苦痛を軽減するために同情に値する人々（より善い人々）の苦痛を増やすような政策を展開している政府である．この箇所だけを見れば，スペンサーが，国家の干渉を排する熱烈なリバタリアン主義者として，自然選択に基づく適者生存こそ進化の原則に適うという弱肉強食型の社会をある意味で理想視することによって，社会ダーウィニズムの祖ともなったという通例の解釈が出てくることにも頷ける．

この解釈を支持するものとして，この章の中で，スペンサーが，自著である『社会静学』（*Social Statics*, 1851）からの引用箇所に対して，「公刊から三分の一世紀が経つが，未だに撤回する理由が何も見つからない」（*Ibid.*, 109）と述べている事柄[19]に対して次のように主張と懸念を表明している．

> ダーウィン氏が主張した「自然選択」は，［…中略…］生物進化の主たる要因である．全ての生物は最も低次なものから始まり，進化するにつれて分化と再分化をすることで，現在の程度至るまで組織化され，生活様式に適応するに至っている．この真理はあまりにもよく知られているので，その真理を確認することには何らかの弁解が必要なほどである．しかし，奇妙なことだが，今やこの真理がほとんどの文明人に認められているはずなのに，人々は歴史上かつてないほどに，不適者の生存を促進するのためにできることを全て行っているのだ！（*Ibid*., 109）

この引用部からは，二つのことが読み取れる．一つは，第三節で言及した個人の性質と社会の性質の関係，すなわち，社会の持続的な改善は個人の改善なくしてはあり得ないという関係を，スペンサーは当時の生物進化論を根拠に支持している．もう一つは，人間が進化してきたという真理は自明なので，その進化を止めるような政策をしている政府を批判しているのである．

しかし，上述した二つの引用部を正確に解釈するには，この引用部の少し前の箇所でスペンサーが述べていることをいくつか考慮する必要があるように思われる．考慮すべき引用部は以下の二つである．

> 満足を求める人々の欲求のうち，私人間の活動や自発的な協働を促したものの方が，政府の機関を通じて機能してきたものよりも，はるかに社会の発展につながってきた（*Ibid*., 100）.

> 私は個人の能力の範囲内で，優れた者が劣った者に援助をすることを排除したり，非難したりするつもりはない．もし仮に，劣った者が増えることがありうるほどに見境なく援助が与えられるならば，そのよ

うな援助は，必然的結果として害をもたらす（*Ibid.*, 105）.

まず一つ目の引用に見られるのは，スペンサーが第一章「新トーリー主義」から一貫して，自発的な協働を肯定しているということである．この自発的な協働が社会の発展に寄与してきたとスペンサーは考えている．また二つ目の引用部を考慮すれば，スペンサーは劣った者への援助全般を批判しているのではないことがわかる．スペンサーが批判しているのは，政府が劣った者にやみくもに支援を行うことで，善き人々が害悪を被ることである．したがって，慈善活動のすべてを否定しているわけではない．

5. 「大いなる政治的迷信」

また，第四章「大いなる政治的迷信」においても，前章までに引き続き，自発的な協働を妨げることにつながる政策を実施している政府を批判している．まず，この「大いなる政治的迷信」の章はスペンサーの「過去の大いなる政治的迷信は王権神授説だった．現在の大いなる政治的迷信は議会の権利神授説（the divine right of parliaments）である」（*Ibid.*, 123）[20] という言葉ではじまる．この箇所がこの章におけるスペンサーの政府批判の核心である．スペンサーは，王も議会も天上（神）に由来する政治権力を持っていないと主張している．しかし，暗黙裡に従っている，政府の権力は無際限であるというトーリー党にもホイッグ党にも急進派にも共通する教義は，立法者が神から与えられた権限を持っていると考えられた時代に遡り，今でもなお残っている．したがって，何らかの国家による恣意的な介入の正当性に市民が疑問を持ち，それを問うたとしても，与えられる解答は「議会で作る法律は何でもできる」というものになる（*Ibid.*, 124–125）.

スペンサーはこの立場に異を唱える．スペンサーは，「議会が持つと想定されている神から与えられた権利と，そこに含まれている神から与えら

れた多数者の権利は迷信である」（*Ibid.*, 161）という立場に立つ．議会にも，立法者にもそのような権利は与えられていないのである．

スペンサーは何を根拠にこのような立場を批判しているのだろうか．この批判の核をなしているのが，スペンサーの「自然権」（natural rights）である．スペンサーは未開の部族の研究から，この権利は政府や国家が存在する前から存在してきた権利であり，共通項として「市民の身体と財産と自由に対する侵害を禁止している」という特徴を持つと述べている．その特徴から，「個人権」（individual rights）の源泉は，人工的に作られたものではなく，自然的なものであるということを意味しているのである（*Ibid.*, 159）．

スペンサーはこの「自然権」/「個人権」から，議会の権利に異を唱えている．スペンサーは「自然権」を重要視し，その源泉に「生命の科学」を強く主張し，そして社会現象に言及する際には生命現象に言及する必要があると考えている[21]．第四節を想起すれば，社会進化を論じる際には，生物進化論に言及する必要があったのと同様に，「自然権」を論じる際にも，その生命現象の側面に言及する必要があると考えているのである．スペンサーは，「明らかに，『自然権』という考えは，以下の真理を認識することに起源を発している．その真理とは，もし生命が正当化可能なものであるならば，生命の維持のために欠くことができない行為の遂行を正当化することは可能に違いなく，それは，そのような行為を可能にする自由と権利を正当化することができるに違いないというものである」（*Ibid.*, 150）と論じている．

つまり，ここに生命現象としての生命の維持，および社会現象としての「自然権」/「個人権」の維持はつながっており，したがって，スペンサーは「個人権」の維持を奨励し，「個人権」に反するものを拒否するのである．

では，当時のイギリス議会が作る法律は，市民にどのような影響をもたらしていたのだろうか．スペンサーは次のように述べている．

> 国家がより多くのもの［amount］を市民に要求する，または市民の自由をさらに制限する場合，私たちが考慮しているのはただ直接的かつ近接的な影響のみであり，間接的かつ長期的な影響を無視している．したがって，個人的なものであれ社会的なものであれ，生きるのに不可欠な条件を少しずつ侵害していくことにより，その条件が十分に満たされなくなり，生命が腐敗していくということに注意が向けられていない（*Ibid.*, 165）．

市民は，政府の権力はいかなる制約にも従っていないという迷信に従っているが，先に論じたように国家の立法者たちは社会構造に無知であるがゆえに，制定した法律の間接的かつ長期的な影響，すなわち生命が衰退していくことを考慮に入れることができていないのである．

このような状況を踏まえて，スペンサーが「リベラリズム」に与えた意味は，彼自身によって，以下のように述べられている．

> 過去のリベラリズムの機能は，王の権力に制限を加えることであったが，未来の真のリベラリズムの機能は議会の権力に制限を加えることである（*Ibid.*, 166）．

スペンサーは，政府の政策による強制的な協働の範囲が拡大するのを抑止する態度をとり自発的な協働の範囲を増やそうとした．そしてその根拠となるのが，「自然権」/「個人権」から生じる市民の自由，そしてそこから生じる自発的な協働であると結論することができる．

6. 『人間対国家』に見られる「リベラリズム」の特徴

これまで見てきたように，『人間対国家』には，スペンサーの考える「リベラリズム」の特徴が多く表れている．また，これに加えて，「あとが

き」にもスペンサーの「リベラリズム」の特徴を示す記述が見られる．

> 個人が国家に現在見られる程度に従属しているようなこと，またそれに適合した現在の政治理論のようなものが，現状の国際関係において必要不可欠である可能性があるが，この従属がより広範囲に及び，かつその政治理論が強化されるということは決して必要不可欠ではない．この積極的慈善事業政策の時代，多くの人々は最短であると思われる方法を用いることで自分の近くの不幸な隣人のためになりたいと願っているが，その人々は，より低い次元のタイプの社会にふさわしい種類の行政の制度を発達させることに夢中である．彼らは進歩を目指しながら退歩をもたらしているのである（*Ibid.*, 176）．

この引用部を踏まえて，スペンサーのリベラリズムの特徴を整理すると，以下のようになる．

1. 自発的な協働を支持し，政府による強制的な協働を批判する．政府による過度な慈善事業を行うことを批判する．
2. 社会は個人の性格によって必然的に規定されているので，表面的な改革を施そうとも，諸個人が変化する前に，社会の本質が変わることはあり得ない．したがって，社会の改善は，個人の改善なくしてはあり得ない．
3. 政府は，悪しき人々の苦痛を軽減するために同情に値する人びと，すなわちより善い人々の苦痛を増やすような政策を行っているが，これには賛同しない．その理由は社会の性質は個人の性質の変容なくして，変化することはありえないからである．
4. 個人の能力の範囲内で，優れた者が劣った者にする援助については，積極的に支持する．

5. スペンサーにおいては，社会現象と生命現象は連続的であり，社会の進化も生物の進化と切り離して論じることはできず，また「自然権」に関しても，生命現象の側面と社会　　現象の側面を持っている．
6. 国家の必要性に関しては，現状では必要であるという立場を採用しているが，国家がその影響範囲を拡大させると，社会は進歩ではなく退歩していくので，それに関しては否定する．そして，「自然権」を根拠に，議会に制限を課すのが未来のリベラリズムの仕事である．

7. スペンサーの「リベラリズム」とその問題点

前節では，スペンサー『人間対国家』における「リベラリズム」の特徴を明らかにした．この「リベラリズム」は，現代の枠組みでいうリベラリズムや，19世紀後半から20世紀前半にかけてのニュー・リベラリズムとは異なるものであると考えられる．これらは，古典的リベラリズムより社会的公正を重視し，自由な個人や市場の実現のためには政府による介入も必要と考え，社会保障などを提唱する，つまり福祉国家による弱者の救済を主張する立場である．スペンサーの言葉を借りれば，「新トーリー主義」がこれらに当たるだろう．したがって，スペンサーは現代でいうリベラリズムには属さない．

では，スペンサーはリバタリアニズムの思想家なのだろうか．確かにスペンサーが使用する「リベラリズム」という用語は，現代のリバタリアニズムの考え方，すなわち国家の役割が，暴力の類からの保護や，契約が遂行されることを強いることに限定される「最小国家」のみが道徳的に正当であり，福祉政策などによって再配分を行う「拡張国家」は道徳的に正当ではないという考えに近いように思われる．論じてきたように，スペンサーの「リベラリズム」は，個人の自由を最大限に尊重し，政府による個人の干渉は最小限にすべき，すなわち政府は経済活動に手を出さず個人の

自由な営みに任せておいた方がよいという考えを含んでいる．しかし，特徴の［2.］に見られるように，スペンサーの「リベラリズム」には，社会改善の側面がある．スペンサーの社会の改善には，進歩主義の思想，とりわけ人間本性と社会に関する進歩の思想が含まれている．

スペンサーが1850年代に唱えた社会進化論では，近い将来，彼が掲げた「理想社会」，つまり「どこにも苦痛が生じず，純粋な快楽のみが生じる社会」に，現在の社会が到達するかのような主張がされている．では，スペンサーが構想していた理想社会の中の個人はどのような性質を持つ個人なのだろうか．『社会学原理』（*The Principles of Sociology*, 1876–96）の中では，「究極の人間（the ultimate man）とは，自分の要求と社会の要求とを一致させた人のことを言うのだろう．その人は，自らの個性を自発的に達成していく中で，結果的に社会の単位としての機能を果たしているのだろう」（Spencer 1898, 611）と述べられている．スペンサーは，個性を自発的に達成していった先に，自分の要求と社会の要求の一致，すなわち利己性と利他性の一致を見ている[22]．

以上のように，スペンサーの「リベラリズム」はこのような理想への憧憬とそれに向かう社会改善を成し遂げるための個人の改善という論点が含まれており，これらを踏まえると，スペンサーの「リベラリズム」には，現代のリバタリアン的な側面が含まれているとはいえ，単にそれと同値であるとみなすことはできない．

さらに，特徴の［5.］［6.］に見られるように，スペンサーの「リベラリズム」には，生物進化論を下地とした科学的な側面があることも忘れてはならない．Farber（1998）が指摘するところによれば，晩年のスペンサーの思想はかなり科学的なものに移行している[23]．この側面は，後にスペンサーが社会ダーウィニストであると批判されることになる原因とも言える．しかし，スペンサーの「リベラリズム」を考える上で，この側面を無視して議論を進めるのは，断片的であると言わざるをえない[24]．また，

［4.］の論点を踏まえれば，スペンサーが弱肉強食型の無慈悲な行動を理想視していたわけではないこともわかる．このように考えると，スペンサーが目指していた「リベラリズム」は，社会の不適合者を排除することではなく，すべての人々に前向きな自分の努力を促すこと，すなわち「自助」（self-help）に重きを置いていたのではないだろうか[25]．

以上の論点を踏まえると，スペンサーの「リベラリズム」は，現代のリバタリアニズムと同じものであるとは一概に言うことはできない．その理由は，リバタリアニズムの思想と比べると，社会改革を見据えた個人の向上，生物進化論を基礎とした社会進化論，「自然権」の思想，究極な人間により構成される理想社会，「自助」など，様々な思想の内容が，スペンサーの「リベラリズム」のには含まれ，それらが有機的に関連しており，含蓄豊かな思想になっているからである．

しかし，スペンサーの「リベラリズム」は，内容の含蓄が豊かであるがゆえに，幾つかの問題点を含んでいる．一つ目の問題点は，［5.］［6.］の論点と［1.］［2.］の論点に関わるものである．［5.］［6.］の論点においては，スペンサーの社会進化論と生物進化論の結びつき，「自然権」についても，社会現象と生命現象の両側面から論じられていることから，スペンサーが社会現象を進化論を用いて，ないし，生物学的に考えていることは間違いないだろう．しかし，そのように考えると，社会の進化は生物の進化と同様にある種，決定的であるとスペンサーは考えていたわけだが，その中で，ここまで自発性を強調しているのはなぜだろうかという疑問が生じる．『人間対国家』にはこのように，スペンサーが考えていた進化の決定論的側面と，個人の自発性に依拠する側面の二つが現れている．このどちらに晩年のスペンサーが重きを置いていたのだろうか．この二つの緊張関係をどのように解きほぐすのかは，スペンサー理解の根本に関わる問題と言えるだろう．

二つ目は，［3.］［4.］に関わるものである．スペンサーは国家や政府の

強制的な介入を嫌うが，私人間の支援は擁護する．しかし，この支援はどの程度許容されるのか．そして，スペンサーは国家の必要性をどこまで認めていたのかは問題である．本稿第六節の引用部を見ると，国家の必要性が説かれているようにも見える．1851 年版の『社会静学』第十九章には「国家を無視する権利」と題された章があり，個人が他人と平等の自由を持っていれば，国家との関係を断ち切る自由が主張されている．しかし，1892 年の改訂版『社会静学』ではこの章は削除されている．これは，バーカーが主張するように，晩年のスペンサーが現行の政治的社会制度の相対性を主張するようになったことのあらわれなのだろうか[26]．この箇所は，スペンサーがリバタリアニズムを採っていたという解釈の反論の一部にもなりうるが，同時にスペンサー思想を理解する上で，一つの重要な問題となっているのである．

三つ目は［6.］とスペンサーの功利主義との関わりである．スペンサーは，自由であることを道徳ないし，社会改革の第一条件と考えていると言える．それは『人間対国家』においては，スペンサーが政府の強制的な協働に対する辛辣な批判の中，およびスペンサーが「自然権」を重要視していることの中に見出される．しかし，スペンサーはこのように自由を第一に考えているので，J.S. ミルから，功利主義ではないという烙印を押されてしまう．これに対して，スペンサーは自分は功利主義者であると反論を加えているが，果たしてスペンサーは功利主義者と言えるのか，功利主義者だとすればどのような功利主義者であるのか，また功利主義でないならスペンサーの思想をどう解釈すれば良いのか．この論点もスペンサー理解に関わる問題である[27]．

終わりに

本稿では，『人間対国家』におけるスペンサーの「リベラリズム」の内実について論じた．第一節では，『人間対国家』の概略と時代背景につい

て論じた．その中で，スペンサーの批判はイギリス政府が強制的な協働を増やすような政策を行っていることに当てられていることを確認した．第二節では，強制的な協働ではなく，自発的な協働が増えていくことが社会の進化には必要であるが，そのようになっていない現状に対するスペンサーの懸念について論じた．第三節及び第四節では社会進化の仕組みに関して，個人の改善と生物進化論の観点から各々論じた．そして，第五節ではこの二つの論点と関わりのある「自然権」/「個人権」に基づいて，スペンサーが議会の権利を制限することが「リベラリズム」の役割であると考えていることを明らかにした．第六節では，これらの議論から導出される，スペンサーの「リベラリズム」の特徴を明らかにした．また，第七節では，スペンサーの「リベラリズム」には，進化論に基づく理想を目指す社会改善の側面があり，単なるリバタリアニズムとは言えないことを論じるとともに，スペンサーの「リベラリズム」が抱えている問題点も明らかにした．これらの問題点，すなわちスペンサーの進化論のメカニズム，国家の援助や私人間の援助をどこまで認めるか，スペンサーは功利主義者かという問題は，スペンサー理解の全体に関わる問題であり，解決を必要とする問題である．本稿では，『人間対国家』における「リベラリズム」を論じる中で，これらの問題があることも明らかにすると同時に，スペンサーの「リベラリズム」が持つ内容の豊富さについても明らかにすることができたが，これらを詳細に論じることはできなかった．これらの問題については，稿を改めて論じたい．

注

[1]「彼［スペンサー］は，リバタリアニズムの歴史上最も注目すべき思想家の一人である」（森村 2005, 203 頁）や「リバタリアリズムの最初の哲学的代弁者であるハーバート・スペンサー」（Fleischacker 2004, 121/179 頁）を参照．

[2] この箇所の整理には藤田（2018）を参考にしている．

[3]（Taylor 2007, 103）を参照．

[4] 感情的で好戦的な愛国主義を指す言葉.

[5] (Peel 1971, 224) を参照.

[6] スペンサーが活躍した19世紀イギリスはヴィクトリア朝の時代と呼ばれている．18世紀半ばに，産業革命が始まったイギリスは，19世紀では，さらなる産業化を押し進めており，「世界の工場」と呼ばれるようになっていた．そして，後期ヴィクトリア朝は多くの社会改革が実施された時代であった．ホイッグ党の後身である自由党（リベラル党），トーリー党との後身である保守党が二大政党として存在し，自由党が優位に立ち，政党政治を発展させた．そして1860年代から1880年代中頃にかけて，自由党（リベラル党）のW. E. グラッドストンと保守党のB. ディズレーリが，それぞれ自由党と保守党を率いて交互に政権を担当し，典型的な二大政党制を実現していた.

[7] 1830年ごろから，ホイッグ党ではなく，自由党（リベラル党）へと名称変更された.

[8]「その政党［トーリー党とホイッグ党］の起源は，トーリーとホイッグという名前が使用されるようになる前に遡ることができ，トーリーが軍事と，ホイッグが産業と関係づけられることが，漠然とではあるが明らかになっていた」(Spencer 1981, 6).

[9] まず最初にホイッグの原理が現れている法律として，1679年に成立した人身保護法（Habeas Corpus Act）や，無抵抗審査法案（Non-Resisting Test Bill）の打破，権利章典（Bill of Rights）を挙げる．人身保護法は，人身の自由の補償に大きな役割を果たした法律で，人民は理由なしに逮捕拘禁されることは無く，逮捕拘禁される場合は，人身保護令状によるものでなければならないことを定める法律．無抵抗審査法案とは，立法者と公務員はいかなる場合であれ国王に武力抵抗しないという強制的な制約をさせようとしたもの．権利章典は，君主による侵害から市民を保護するために制定されたもので，「臣民の権利及び自由を宣言し，王位継承を定める法律」とされる.

[10] たとえば，黒人の売買や奴隷的拘束を禁止する法律により自由の範囲が拡大したこと，東インド会社による貿易の独占が解消され東洋との貿易が万人に開かれたこと，非国教徒が教会による婚姻の形式に縛られなくなったことなどが挙げられている（*Ibid.*, 9).

[11] たとえば，漂白・染色工場やレース工場に工場法の強制的な規定が拡大されたこと，読み書きができない12歳以下の男子の雇用を処罰する法律が制定されたこと，さらに，漂白工場に女性や子供を雇用することを規制する法律が制定されたことや，地方税によって無償で学校に通えるようにし，学校委員会に子供の養育費を負担させ，親に自分の子供を学校に通わせることを強制

する法律が制定されたことなどであるここに挙げた例は，スペンサーが実際に挙げている例（*Ibid*., 17–24）のうちごくわずかなものに過ぎないが，いずれも政府が労働者階級をはじめとする市民への介入を強めたものが挙げられている．

[12] 挟本は，スペンサーが「改革の時代」に提唱されていたリベラリズムの矛盾が特に噴出していると指摘したのは，工場法の漸次的な改正と教育法であったとしている（挟本 2000, 269 頁）．

[13] たとえば，労働に関しては，労働時間の規制が工場法の適用領域の拡大によりさらに推し進められることが予想される．このように，労働時間を規制しようと思えば，すべての労働者をこのような規制の下に置くために，さらなる規制が必要になり，政府が労働者に対して強制力を働かせる領域は，拡大していくばかりであるとスペンサーは述べている（Spencer 1981, 21–22）．

[14]「こうして，直接的であれ間接的にであれ，多くの場合はその両方だが，市民は強制的な立法が成長していく各段階ごとに，自分たちが以前には有していた自由を奪われているのである．このようなことが，リベラルの名を掲げ，自由を拡大することを提唱する政党がしていることなのだ」（*Ibid*., 24）．

[15] スペンサーが論じる政府の国有化政策は，大きく二つの部分からなる．一つは，労働者住宅法（Industrial Dwellings Acts）による地方公共団体の住宅建設促進と，もう一つは鉄道の国有化である．

[16]「これまでになされた変化や，進行中の変化，強く提唱されている変化は，［…中略…］あらゆる産業が国家による権利剥奪を受ける状態へと我々を導くだろう．たとえば，私企業はあらゆる制度を自分の都合のいいように変えられる国家との競争の中で不利益を被り，だんだん消滅していくだろう．［…中略…］そのようにして，社会主義者が望む理想が達成されるのだろう」（*Ibid*., 62–63）．

[17] 清水は，この引用箇所と同等の内容に加えて，スペンサーが社会悪は人間悪に還元されると考えていたことが指摘している（清水 1980, 38 頁）．

[18]（Spencer 1981, 71–81/121）を参照．

[19] スペンサーが主張していることは以下の 3 点にまとめられる（*Ibid*., 106–109）．一つ目は，幸福とは自らの勤勉と努力によって達成されるということ．「現存する人類の福利と，究極の完成へと変わっていく人類の福利の発展は，どちらも同じ，厳正だが慈善的である規律」に従っている．この規律は「部分的もしくは一時的な苦痛を回避しようとして歪曲されることが決してない，幸福追求法則（a felicity-pursuing law）」である．二つ目は，社会状態に適応するためには，野蛮さの放棄だけではなく，現行の変化に適応することが肝要

であるということ．そして変化には必ず苦痛が伴い，その苦痛に耐え，不幸を乗り越えていく必要がある．三つ目は，人間相互の自発的な共感（spontaneous sympathy）によって，二つ目のプロセスを変えようとしても，平等な自由の法則が禁じている介入が始まる場合は，その共感は外角になるということ．そのような介入は，生存に最も不適な人間の増加を促し，最も適した人間の増加を妨害する．これらの整理には，『人間対国家』の他に，（高 2012, 140 頁）を参照している．

[20] この箇所の訳は，（森村 2017, 369 頁）に負っている．

[21] （Spencer 1981, 148–149）を参照.

[22] スペンサーにおける利己性と利他性の問題は，『倫理学原理』（*The Principles of Ethics*, 1879–1893）で主に論じられている．

[23] （Farber 1998, 46–47）を参照．　また，スペンサーが何を科学と捉えていたのかについては，久野（2018）を参照のこと．

[24] このようなスペンサー理解の断片性を指摘したものには，Fransis（2007）を上げることができる．

[25] （Bowler 1984, 288/465 頁）を参照.

[26] （Barker 1948, 119/ 99 頁）を参照.

[27] （Taylor 2007, 111）及び，（Skorupski 2015, 136–141）を参照．また，（Weinstein 1998, 1–10）では，スペンサーの功利主義を「リベラリズム」の観点から特徴付ける「リベラルな功利主義」（liberal utilitarianism）を主張していると論じている．ここで言及されるリベラルな功利主義とは，幸福の主要な構成要素として個性の発達を重視する功利主義の類型である．これに基づけば，スペンサーは，人間が道徳的な個性を拡大し幸福になるよう促したと解釈される．

［文献表］

Barker, E. 1948. *Political Thought in England*: *Herbert Spencer to 1914*. London: Williams and Norgate.［E. バーカー（堀豊彦・杣正夫訳）『イギリス政治思想Ⅳ―H. スペンサーから 1914 年』岩波現代新書，1954 年.］

Bowler, P. J. 1984. *Evolution: The History of an Idea*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press.［P. ボウラー（鈴木善次ほか訳）『進化思想の歴史』上・下巻，朝日選書，1987 年.］

Farber, P. L. 1998. *The Temptations of Evolutionary Ethics*. California: University of California Press.

Fleischacker, S. 2004. *A Short History of Distributive Justice*. Cambridge,

Massachusetts London, England: Harvard University Press.［S. フライシャッカー（中井大介訳）『分配的正義の歴史』昆洋書房，2017年.］

Francis, M. 2007. *Herbert Spencer and the Invention of Modern Life*. Ithaca: Cornell University Press.

藤田祐　2018「バーカーの呪縛？―スペンサー解釈の論点」東京法哲学研究会6月例会（報告）

挟本佳代　2000『社会システム論と自然』法政大学出版局.

森村進　2017『ハーバート・スペンサーコレクション』ちくま学芸文庫.

森村進　2005「ハーバート・スペンサー『社会静学』」［森村進編『リバタリアニズム読本』，勁草書房，2005年.］

Peel, J. D. Y. 1971. *Herbert Spencer: The Evolution of a Sociologist*. New York: Basic Books.

清水幾太郎編　1980『コント/スペンサー』〈中公バックス世界の名著46〉，中央公論社.

Spencer, H. 1851. *Social Statics: or, The Conditions essential to Happiness specified, and the First of them Developed*. London: John Chapman.

Spencer, H. 1898. *The Principles of Sociology vol.3*. NewYork: D. Appleton and Company.

Spencer, H. 1981［1884］. *The Man Versus the State With Six Essays on Government, Society, and Freedom*. Indianapolis: Liberty Classics.

Spencer, H. 1978［1879–93］. *The Principles of Ethics*. 2vols, In T.R.Machan ed. Indianapolis: Liberty Fund.

Skorupski, J. 2015. "Spencer and moral philosophers: Mill, Sidgiwick, Moore". *Herbert Spencer: Legacies*. Francis, Mark, and Michael Taylor, eds. Abingdon: Routledge.

高哲男　2012「19世紀後半イギリスにおけるニュー・リベラリズムの台頭とダーウィンの道徳進化論―H. スペンサー，T. ハクスリー，D.G. リッチーを手掛かりに―」『エコノミクス』（九州産業大学）16巻4号，99–170頁.

Taylor, M. W. 2007. *The Philosophy of Herbert Spencer*. London: Continuum.

久野真隆　2018「ハーバート・スペンサーにおける『絶対倫理』と『相対倫理』」『エティカ』（慶應義塾大学倫理学研究会編）11号，21–54頁.

Weinstein, D. 1998. *Equal Freedom and Utility: Herbert Spencer's Liberal Utilitarianism*. Cambridge UniversityPress.